

## 祝 広報せんぼく 400号



所得税や個人市・県民税の申告における社会保険料控除として国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を計上する際は、次のとおり年間納付額をご確認ください。

納付書または口座振替などによる納付（普通徴収）  
納付した際の領収書、または市から送付される「納付額証明書」をご確認ください。なお、令和7年分の納付額証明書の発送は、1月月下旬を予定しています。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）  
各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）  
各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

給与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です

令和7年中に給与・賃金など（専従者給与やパート、アルバイト代も含みます）を支払った方は、給与・賃金などを受け取った方が令和8年1月1日現在で実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります（地方税法第317条の6第1項）。

また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力いただきようお願いします。給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけていただくようお願いします。

※給与支払報告書を提出しなかった者、または、虚偽の記載をした者については、罰則が設けられていますので、注意ください（地方税法第317条の7「1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されます」）。令和8年度給与支払報告書を提出した方の中で、令和8年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります（地方税法第317条の6第2項）。

マイナンバー や 法人番号を忘れずに記載してください

マイナンバー や 法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。

納付書または口座振替などによる納付（普通徴収）  
納付した際の領収書、または市から送付される「納付額証明書」をご確認ください。なお、令和7年分の納付額証明書の発送は、1月月下旬を予定しています。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）  
各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）  
各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）  
各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

【問合せ】税務課（田沢湖厅舎）☎(43)11117

【問合せ】税務課（田沢湖厅舎）☎(43)1109

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16

〒

16





